

名古屋市

みどりの年報

2012年

名古屋市緑政土木局

目 次

第1 はじめに …………… 1	(4) 魅力ある道路景観づくり
1 緑のまちづくり条例	(5) 添景施設の整備
2 名古屋の緑の現況	(6) 維持管理
3 名古屋しみどりの基本計画 2020	2 緑道の整備…………… 29
	(1) あらまし
	(2) 緑道整備状況
第2 公園事業	3 緑化の推進…………… 30
1 都市公園の現況…………… 6	(1) あらまし
(1) 都市公園	(2) 緑と花の景観地域
(2) 主な都市公園	(3) 緑地協定・緑と花の協定
2 公園整備…………… 13	(4) 緑化地域制度
(1) 整備の方針	4 緑化の普及・指導…………… 32
(2) 整備の現況	(1) あらまし
3 公園の管理…………… 18	(2) みどりの月間・都市緑化月間の行事
(1) あらまし	(3) 花いっぱい運動
(2) 維持管理	(4) フラワー・ブラボー・コンクール
(3) 行政管理	(F B C)
(4) 財産管理	(5) 緑の募金
4 公共用地の測量…………… 24	(6) 名古屋緑化基金
(1) あらまし	
(2) 用地測量	第5 市民等との協働
(3) 公園区域線明示測量	1 市民等との協働…………… 33
(4) 都市公園台帳の調製に伴う測量	(1) あらまし
(5) 管理引継に伴う測量	(2) 公園愛護会
	(3) 街路樹愛護会
	(4) 公園及び街路樹特定愛護会
	(5) 活動承認団体・緑のパートナー
	(6) ふれあい“ます”花壇
	(7) なごや東山の森づくり
	(8) なごや西の森づくり
	(9) 荒池なごやかファームの整備
	(10) 東山グリーンウェイ
第3 緑地の保全	第6 市民利用施設
1 緑地の保全…………… 25	1 東山動植物園…………… 36
(1) あらまし	2 東山スカイタワー…………… 38
(2) 特別緑地保全地区	3 東山公園テニスセンター…………… 40
(3) 市民緑地	4 白鳥庭園…………… 42
(4) 緑化木公園	5 日光川公園…………… 44
(5) 保存樹の指定	6 ランの館…………… 46
(6) グリーンバンク事業	
(7) 風致地区	
(8) 生産緑地地区	
第4 緑化の推進	
1 道路緑化…………… 27	
(1) あらまし	
(2) 街路樹	
(3) 街園	

7	徳川園	48
8	名古屋城	50
9	緑化センター	52
10	庄内緑地グリーンプラザ	54
11	名城公園フラワープラザ	56
12	荒子川公園ガーデンプラザ	58
13	戸田川緑地	60
14	野鳥観察館	62
15	瑞穂運動場	64
16	駐車場	66
17	みどりが丘公園	70
18	農業センター	72
19	東谷山フルーツパーク	74
20	農業文化園	76
21	その他有料公園施設	78
(1)	運動施設一覧表	79
(2)	テニスコート	80
(3)	野球場	82
(4)	その他運動施設一覧表	84
(5)	デイキャンプ場一覧	86
(6)	こどもキャンプ広場一覧	86
(7)	分区園	87
(8)	その他(中村公園記念館等)	87

第7 統計データ

1	公園面積等	
	・名古屋市内都市公園面積等の推移	88
	・区別・種別都市公園面積一覧表	90
	・主要都市公園面積等比較表	92
	・都市計画公園・緑地一覧表	93
	・都市計画事業施行中の公園・緑地	94
	・街区公園適正配置	95
2	公園施設	
	・児童球戯場・スポーツレクリエーション広場一覧	96
	・ジョギングコース・サイクリングコース一覧表	98
	・健康増進コーナー・健康散策園路	99
	・遊具等施設	100
	・彫刻	102
	・水景施設	106
	・花の名所	110

	・花の名所公園・学校公園	112
	・ユニーク公園	113
	・みんなのアイデア公園	113
	・名古屋市指定文化財	113
	・国指定天然記念物、国登録記念物	113
	・香りの園	114
	・時計	115
	・屋外ステージ・展望台	115
	・河川敷緑地	116
3	緑地の保全	
	・特別緑地保全地区	118
	・市民緑地・緑化木公園	119
	・保存樹・グリーンバンク事業実績	120
	・風致地区・生産緑地地区	121
4	道路緑化	
	・街路樹総括表	122
	・街路樹一覧表	
	(並木、歩道の中木)	124
	(歩道の低木)	126
	(中央分離帯の高木、中木)	128
	(中央分離帯の低木)	130
	・街園	132
	・地被植栽・行政区別街路樹量	134
	・魅力ある道路景観	135
	・添景施設	137
5	緑道	
	・緑道整備状況一覧表	
	(指定外路線、都市公園としての緑道)	141
	(指定路線)	142
6	緑化の推進	
	・緑地協定・緑と花の協定	144
7	市民等との協働	
	・公園愛護会	145
	・街路樹愛護会	146
	・活動承認団体・緑のパートナー	147
	・ふれあい“ます”花壇	148
8	その他	
	・緊急一時宿泊施設等	149
	・市の木・市の花、区の木・区の花	150

第8 名古屋市の公園緑地行政のあゆみ

		151
--	--	-----

第1 はじめに

名古屋市では昭和 52 年、新しい世紀を展望した市政の指導理念である「名古屋市基本構想」を定め、まちづくりにおけるみどりの重要性を打ち出し、さらには名古屋市会において昭和 53 年に「緑化都市宣言」を決議し、みどりあふれる緑化都市の実現に努めてきた。

しかしながら、市街地の拡大に伴い、都市と自然のバランスが崩れ、清らかな水や空気、木々の緑など人々の心をなごませる美しい自然は市民生活から遠くなりつつある。

このような状況の中で、都市の中に緑を確保することは、大気の浄化、都市気温の緩和安定など生活環境の向上に大きな役割を果たすといわれている。また、公園緑地などの緑の空間は、自然の緑とのふれあいの場として市民生活にうるおいと安らぎを与えるとともに、幼児から老人にいたるまでのレクリエーションの場として活用することができる。さらに、災害時には避難場所としての機能をはたす重要な都市施設である。

名古屋市基本構想（昭和 52 年 12 月 20 日議決） （抜すい）

（自然環境の保全と緑化）

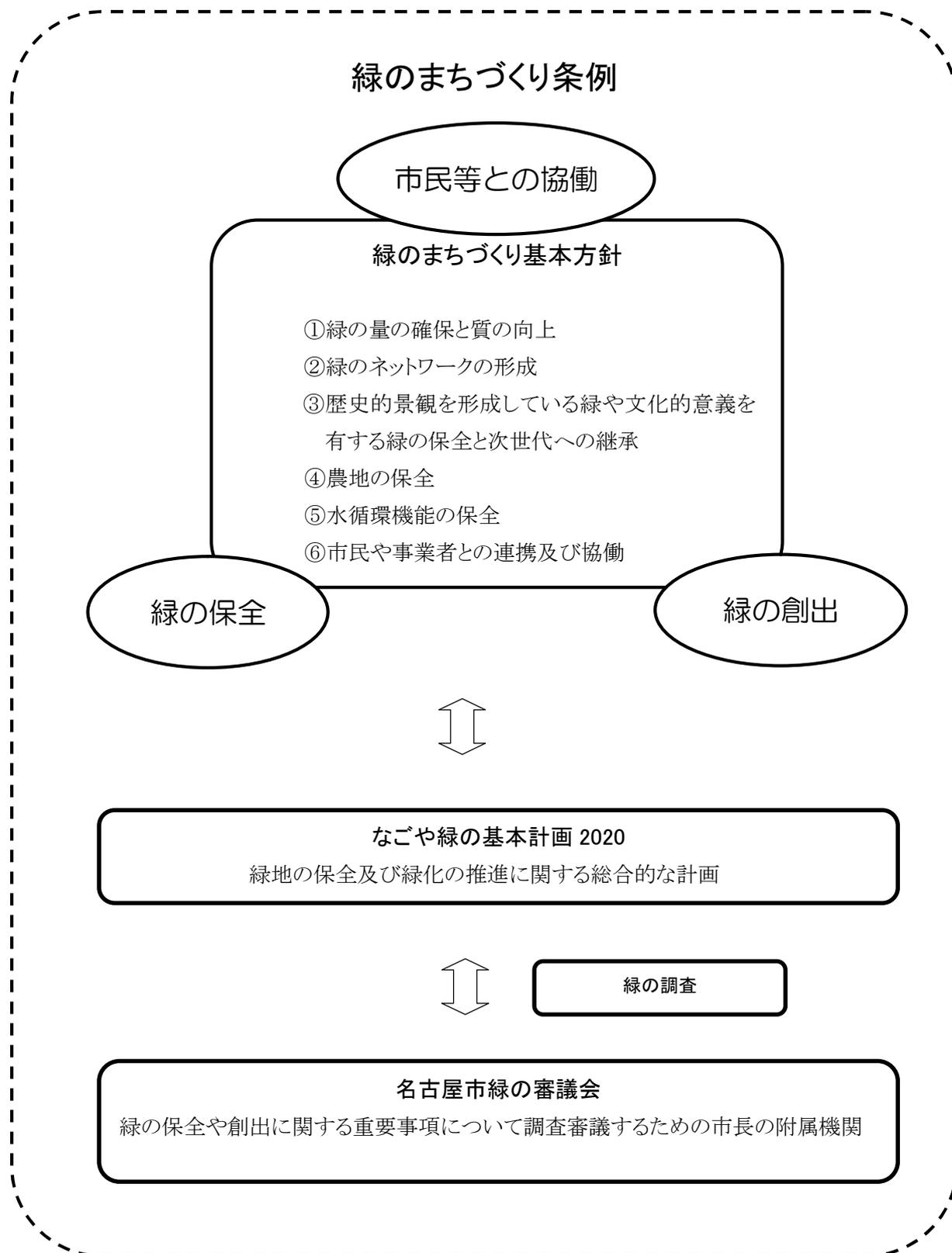
残された自然環境の保全と新しい緑の造成につとめ、「白いまち名古屋」のイメージを返上して、美しい市街地の実現をめざす。そのため、市民ひとりひとりが自然を愛し、緑を育てる市民意識の向上につとめる。

市は、市民とともに、市内に残る樹林地・河川・池沼などの保全につとめる。また、農地を生産的な緑地として位置づけ、市街地の進展との調和をはかりながら保全する。

さらに、公園・河川敷などの緑の空間を拡充整備するとともに、道路・学校・住宅・事務所・工場の緑化、新しい緑道の設置などをすすめ、緑あふれるまちづくりをめざす。

1 緑のまちづくり条例

緑の保全や創出についての基本的な事項を定め、緑のまちづくり施策を総合的かつ計画的に進めることにより、緑あふれる良好な都市環境の形成を図り、市民の健康で快適な生活を確保することをめざしている。

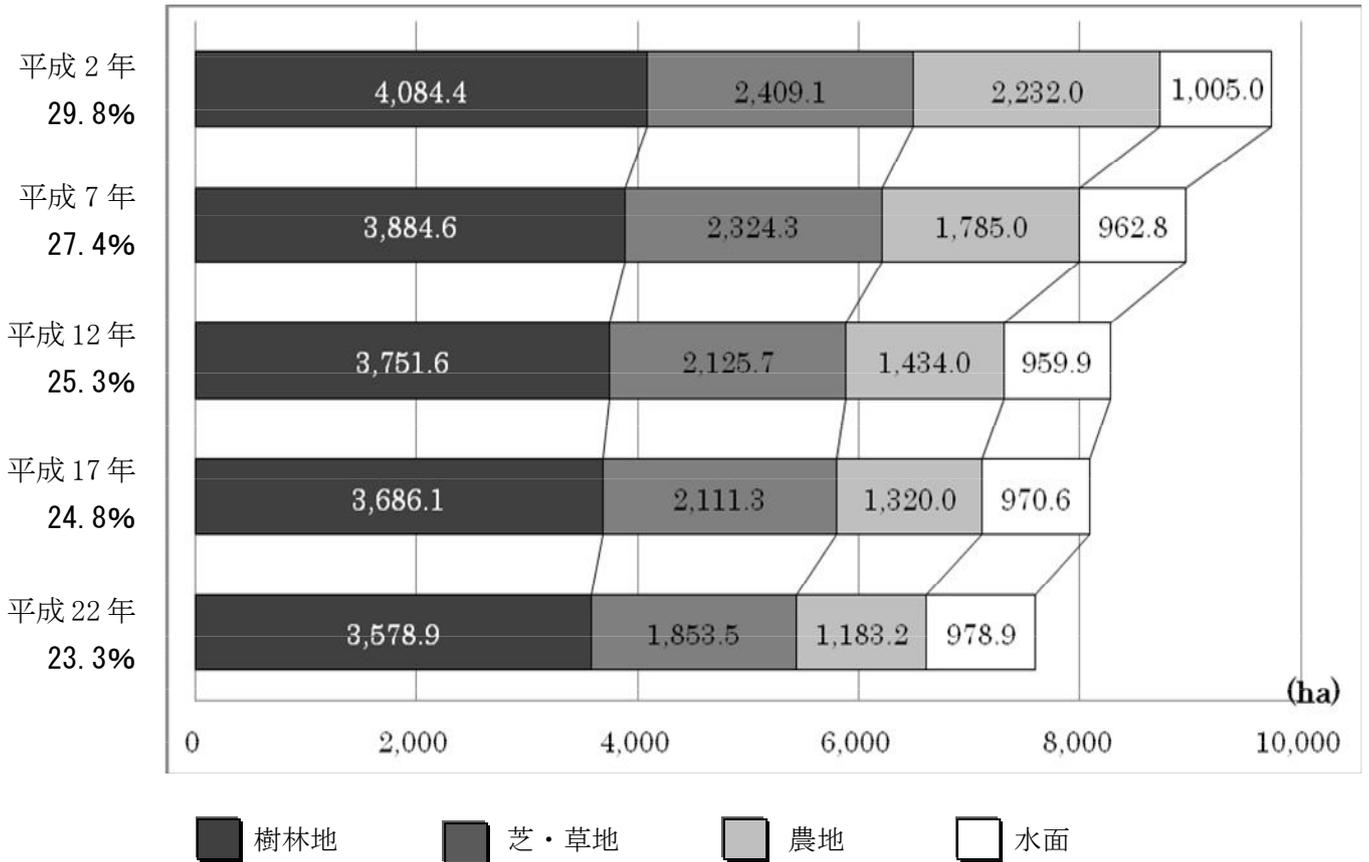


2 名古屋市の緑の現況（緑被率の推移）

名古屋市の緑の現況及び推移を示す基本的データとして、5年毎に緑被率を調査している。名古屋市では、緑被地を、樹木や芝・草等の緑に覆われた土地及び農地、水面と定義し、航空写真を使用したデジタルマッピング手法で計測している。

将来の望ましい姿として、市域面積の30%を目標にしている。

緑被率の推移



3 なごや緑の基本計画 2020

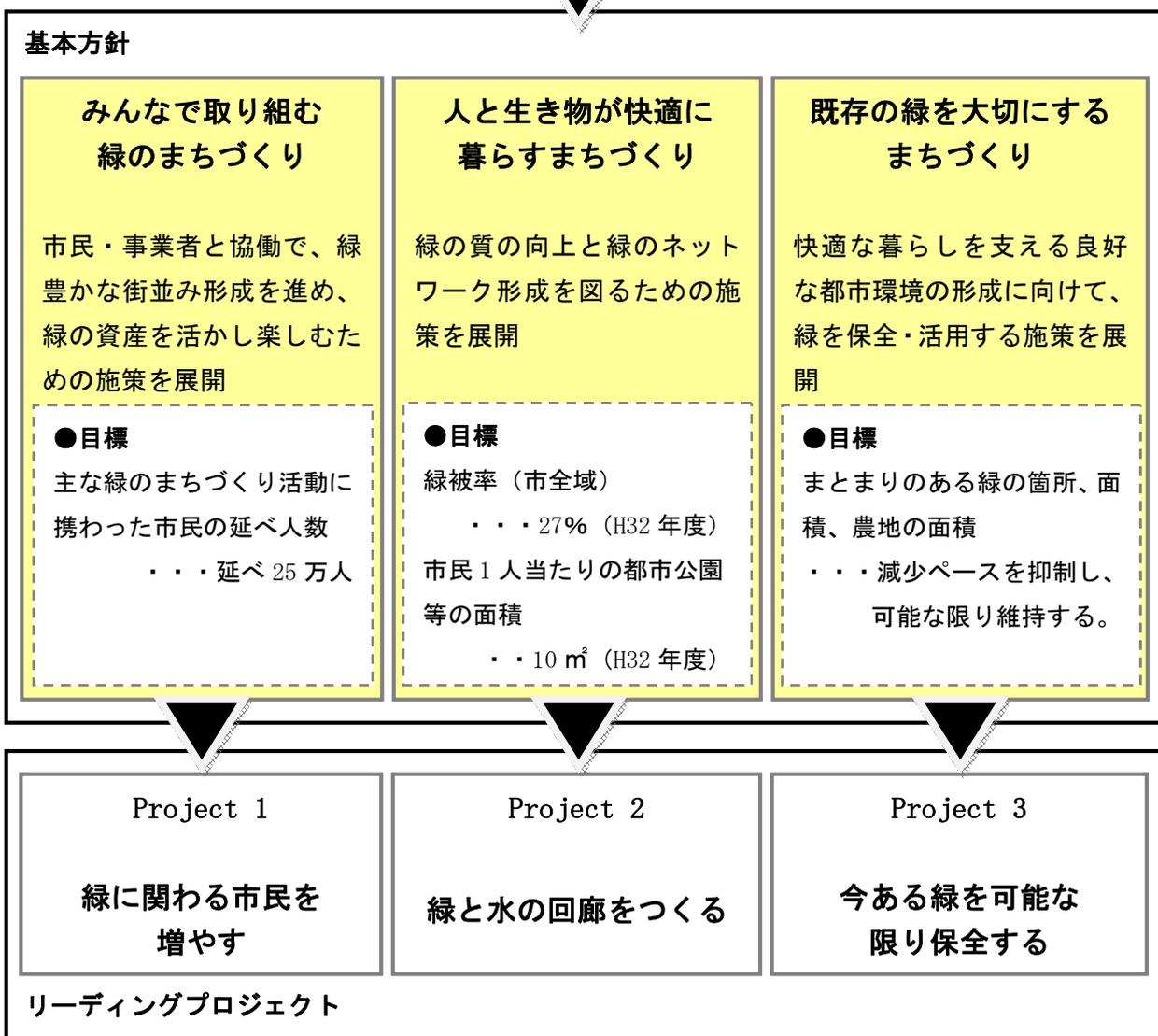
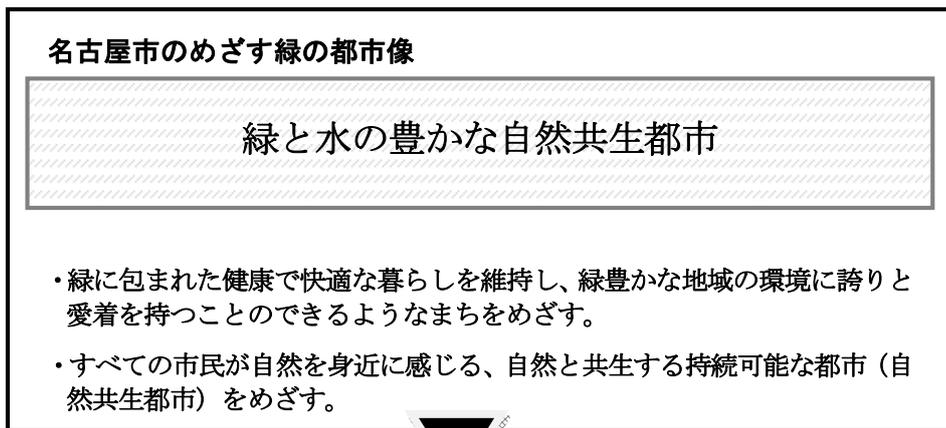
(1) あらまし

「なごや緑の基本計画 2020」は、都市緑地法第 4 条の「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」であり、緑地の保全から公園緑地の整備、民有地の緑化推進まで、なごやの緑全般について、将来のあるべき姿とそれを実現するための施策を明らかにするものである。

本計画は、平成 13 年 3 月策定の「名古屋市みどりの基本計画 花・水・緑 なごやプラン」を改定したものであり、長期的な施策の一貫性の観点から、同計画を部分的に引継ぎつつ、近年の社会動向や都市の緑を取り巻く制度改正等を踏まえて、当面の目標年次を平成 32 年度（2020 年）として基本的な施策の方針を示している。

また本計画は、「名古屋市基本構想」を受けた名古屋市の緑に関する総合的な計画としても位置づけている。

(2) 計画の体系



●リーディングプロジェクトの主な取り組み一覧

Project 1 緑に関わる市民を増やす ～やろまい！市民総みどり人間～

①市民参加の裾野の拡大

- ★オープンガーデン事業の展開
- オアシスの森づくり事業
- 市民による緑の管理
- 市民緑地の指定・継続
- 多様な市民農園の展開

②市民団体等との協働の強化

- ★緑の質の評価と市民調査の拡充
- ★緑の市民運動の展開

Project 2 緑と水の回廊をつくる ～つなごまい！緑と緑そして水～

①都市軸(道路・河川等)の緑化と緑の拠点づくり

- ★緑陰街路の形成
- 多自然川づくり
- 長期未整備公園緑地の事業推進

②街なかの緑の形成促進

- ★公園緑地のエコアップ
- 公共施設の緑化
- 緑豊かな教育環境づくり
- 緑化地域制度等の推進

③人と生物がすみやすい環境づくり

- ★郷土種子を活用した緑化
- 環境保全型農業の推進
- ため池の環境保全

Project 3 今ある緑を可能な限り保全する ～まもろまい！なごやの緑～

①新たな発想による樹林地や農地の保全

- ★緑地保全地域の指定
- 都市再生特別地区の運用
- なごや里山構想の推進

②緑の保全・維持管理の仕組み

- ★里山保全基金の設立
- ★管理協定制度の活用
- ★樹林地維持管理の仕組みづくり

③都市公園の利活用の推進

- ★公園経営基本方針の策定(平成24年6月)

★：新規施策、●：既存施策

第2 公園事業

1 都市公園の現況

(1) 都市公園

本市の都市公園は、本市の管理する名城公園、鶴舞公園、瑞穂公園、東山公園及び愛知県の管理する小幡緑地、大高緑地、牧野ヶ池緑地といった総合公園、広域公園等を拠点とし、地区公園、近隣公園、街区公園などの住区基幹公園が配置されている。こういった都市公園は、児童の安全な遊び場、市民の休息の場として毎日活発に利用されている。また本市を囲うように流れる庄内川、天白川の河川敷についても、昭和41年度以降、着々と公園整備が進められ、芝生広場、自転車園路を主体とした施設は市民の健康づくりの場として大いに利用されている。

また、都市公園は、その公園のもつ意義及びその利用方法によりいくつかの種類に分けられ次表のように分類されている。

種類		種別	内容
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は0.25haを標準として定める。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は2haを標準として定める。
		地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は4haを標準として定める。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積10～50haを標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1カ所当たり面積15～75haを標準として配置する。
		河川敷緑地	一般の運動などの利用を目的として、広い河川敷にサイクリング、ジョギングなど運動ができる施設をもつ公園をいう。
特殊公園	風致公園	風致の享受の用に供することを目的とする公園で、自然条件を活用した修景施設があり、都市公園としての機能が十分発揮できるように配置される公園をいう。	

	動植物公園	動物園、植物園を中心として、レクリエーションなど一般の利用に供することを目的として、都市公園としての機能が十分に発揮できるように配置される公園をいう。
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物など文化財があり、広く一般の利用を目的として、文化財の立地に応じ、かつ都市公園としての機能が十分発揮できるように配置される公園をいう。
	墓園	その面積の 2/3 以上が園地など景観良好で、屋外レクリエーションの場として利用され、墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じて配置される公園をいう。
緩衝緑地		大気汚染、騒音などの公害の防止緩和若しくは災害を防ぐことを目的とする緑地で、公害、災害の発生地域と住居地域などを分断、遮断することが必要な位置及び状況に応じて配置される公園をいう。
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図れるよう十分に配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全、改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、0.1ha 以上を標準として配置する。
緑道		市街地における都市生活の安全性、快適性の確保を図ることなどを目的として、樹林帯、歩行者路、サイクリングコースなどがある緑地で幅員 10～20m を標準として公園、学校などを相互に結ぶように配置される公園をいう。

(2) 主な都市公園

ア 鶴舞公園

明治 6 年、太政官布達により、わが国の公園制度が始まり、本市においては明治 17 年頃から大公園設置の気運があったが機が熟さなかった。しかし、明治 38 年から始められた新堀川改修工事により土砂が余ることから、当時愛知郡御器所村の田地を埋め立ててこの地に公園を造ることになった。

明治 42 年 11 月 19 日、名称を「鶴舞（つるま）公園」と定める告示。そのころ第 10 回関西府県連合共進会が公園整備予定地で行われることになり、明治 43 年 3 月 16 日から 90 日間、盛大に行われた後、そこで設置された噴水塔、奏楽堂などを取り込み、公園として整備が進められ、大正 9 年にほぼ完了した。

公園設計の全体計画は日本初の洋風近代式公園である日比谷公園の設計者本多静六と、名古屋近代建築の先駆者鈴木禎次、日本式庭園は村瀬玄中、松尾宗見が担当した。明治の欧化思想の影響を受け、整形式の洋風庭園と回遊式の日本庭園を併せ持った総合公園で、その施設内容の豊かさと位置に恵まれていることにより市の中央公園として最も多く利用されている。

公園中央のやや西より正面にある大理石円柱の噴水塔を中軸として東方放射状に花壇が配置されているのを特徴とし、さらに明治調の特色を出している噴水塔は、下部に岩組みを配した和洋折衷式であり、往時をしのぶ重要なモニュメントの一つになっている。

公園内には、公会堂、中央図書館及び普選壇、奏樂堂、鶴々亭などの施設、ヴェナンツォ・クロチェッティ作による「踊り子」、フランチェスコ・メッシーナ作による「ベアトリーチェ」などの彫刻、さらには陸上競技場、野球場、テニスコートなどの運動施設がある。また、春からはサクラ・チューリップ・ツツジ・バラ・ハナショウブ・アジサイが咲き誇るなか、桜林、バラ園、菖蒲池を中心に花まつりの行事が続く。

緑化思想の普及活動の拠点として、昭和 55 年 5 月に緑化センターが、また昭和 58 年 4 月には休憩舎と展示室を備えたグリーンプラザが開設した。

平成 21 年に、開園 100 周年を迎えた。

イ 名城公園

名城公園とは、名古屋城を中心とした郭内にいくつかある公園の総称であるが、一般には旧北連兵場跡の北園をさしている。天守閣の眼下に広がるこの公園は、終戦後いち早く市の中心部における総合公園として計画決定され、その整備が行われてきた。

北園には「せせらぎ」の流れる大芝生広場を中心に、おふけ池、野外ステージ、花木園、子ども広場、花の道（サイクリングコース・散歩道）、野球場、藤の回廊等の施設が整備されている。また昭和 63 年秋には、この公園を主会場に、第 6 回全国都市緑化なごやフェア（緑花祭なごや'88）が開催され、これを記念する施設として花と緑の相談所を主とする「名城公園フラワープラザ」が建設された。名城公園一帯は、お城と堀という他の公園にはない背景のもとに、散策休養を楽しむ場とともに、能楽堂、県体育館、県スポーツ会館、三の丸庭園、彫刻の庭などの施設もあり、スポーツ、社会教育の活動の場ともなっている。また、戦後植えられた小さな木々も樹林となり、都心の貴重な緑の拠点となるなど名古屋の代表的な公園の一つになっている。

ウ 中村公園

本公園は、明治 16 年、地元有志が愛知県県令国貞廉平氏に申し入れ、「豊公遺跡保存会」を設立し、豊臣秀吉を祀る豊国神社を創建したことから始まる。明治 33 年には「中村旧跡保存会」が設立され、豊臣秀吉誕生の遺跡を中心に土地を買い入れ、豊国神社の境内と併せて管理した。中村旧跡保存会は本事業が県の管理によるのが適当であると考え、明治 34 年に愛知県の所管となり、「中村公園」が設置された。その後、記念館が建てられ、本多清六の設計により、大規模な改修工事が行われた。

大正 10 年、中村が名古屋市西区に編入されたため、中村公園は名古屋市に移管された。敷地拡張の要望に応じて、昭和 10 年、東宿、中村、日比津の三土地区画整理組合と名古屋土地株式会社より寄付があり、拡張を進めて近代都市公園としての充実がはかられた。昭和 24 年に公園内に競輪場が建設されたが、昭和 31 年に都市公園法が制定され、競輪場と豊国神社は公園区域

から除外された。

昭和 63 年に作成された「中村公園再整備計画」に基づいて、豊臣秀吉誕生地にふさわしい公園として全面的に再整備された。また園内に、秀吉・清正記念館、中村文化小劇場、中村図書館や茶席等が建設され、区内の文化拠点となっている。

現在の中村公園は、東園・本園・西園に分かれ、ひょうたん池を中心として西は太閤池があり、四季折々の風景を楽しむことができる。秀吉誕生の地といわれる竹林や碑、大正天皇お手植えの松など歴史的遺跡が数多く残り、周辺の史跡と一帯となって、本市の重要な歴史文化ゾーンにもなっている。

エ 東山公園

大正 15 年、面積 2,673,000 m²の第 16 号公園として内閣の承認を得、実施検討中であつたが昭和 7 年に至り、有料公園施設として動物園、植物園を包含した一大公園を建設する計画が完成した。寄付・買収等による用地を加え合計 806,834 m²を敷地とし、昭和 10 年 4 月 3 日に東山公園と名づけて開園した。計画に従い東山公園内に昭和 12 年 3 月 3 日に植物園、続いて 24 日動物園を開園した。昭和 22 年、旧市街地における戦災復興土地地区画整理事業の一環として、地区内墓地を集中移転した平和公園が、全国的にもユニークな墓地公園として新たに計画され、昭和 32 年、その墓地移転の大部分が完了するとともに、周辺地区の整備も漸次すすめられた。東山公園にさらに平和公園区域を含めて一大総合公園構想が企画され、昭和 43 年、動物園と植物園を一体化し、有料公園施設「東山動植物園」として運営することとした。

名古屋市の東部、緑の丘陵地に広がる公園で面積は約 118ha。現在、年間約 220 万人の来園者があり、市内で最も利用者の多い公園施設となっている。園内にある東山スカイタワーは高さ 134m、市制 100 周年事業で平成元年に建設されたものである。平成 5 年には東山公園テニスセンターが開場、平成 6 年の「わかしゃち国体」を始め、多くの大会が開催されている。

平成 18 年 6 月、動植物園の役割や使命の変化を背景に、「人と自然をつなぐ懸け橋へ」をテーマに定めた基本構想を、また平成 19 年 6 月には、展示等の基本的な考え方や施設整備の方針などを示した基本計画を策定した。これらの構想や計画に基づく「東山動植物園再生プラン」は平成 20 年 10 月のチンパンジータワーを皮切りに、様々な展示施設のリニューアルを進めた。

その後、社会情勢の変化などに対応するとともに、新たに「現存する歴史文化的施設や樹木、景観に配慮する。」「市民により一層楽しんでいただく。」といった 2 つの視点を加え基本計画の見直しを行い、平成 22 年 5 月に新基本計画を策定した。

平成 23 年度には、動物園では「ゾウ列車の物語」など東山動物園の歴史の象徴であり、シンボリック的存在でもあるアジアゾウエリアに着手した。植物園では「東洋一の水晶宮」と呼ばれた重要文化財温室の姿を将来に引き継ぐため、保存修理に向けた調査工事に着手した。再生プラン本格始動となった。

オ 徳川園

徳川園の敷地は、尾張二代藩主光友の隠居所を造成するために、成瀬、石河、渡邊三家老の下屋敷を元禄 7 年（1694 年）に徳川家に上地したものである。翌、元禄 8 年（1695 年）、光友は大曾根屋敷を造営して居を移した。昭和 6 年、名古屋市は第 19 代当主徳川義親から寄付を受け、改修整備後、翌 7 年に「徳川園」と称して有料で一般に公開した。昭和 20 年の大空襲によって

大きな被害を受けた徳川園は、園内の本館、清流軒など大部分の建物と多くの樹木を失った。そのため一般の観覧を中止し、園内の復旧に努め、昭和 21 年から市民に無料開放した。

名古屋城から徳川園に至る地区は歴史文化遺産の宝庫であり、市では一帯を「文化のみち」として貴重な建築物の保存・活用や環境整備を行っている。現在の徳川園は、平成 10 年に本市初の公募によるプロポーザル方式で設計者チームの募集を行い、計画づくりを進めたものである。また、徳川園シンポジウムを行って市民からの意見を集約した。平成 13 年から 16 年にかけて池泉回遊式の日本庭園として整備し、平成 16 年 11 月に開園した。徳川美術館の大名道具・美術品と、蓬左文庫の古典籍、近世武家庭園の表現様式である池泉回遊式庭園が一体となることで、武家文化を総合的に理解できる歴史文化拠点になっている。

庭園には「龍門の瀧」、「虎仙橋」、「龍仙湖」、「牡丹園」など複数の見どころがあり、風景の変化を楽しむことができる。清流が滝から溪流を下り海に見立てた池へと流れるありさまは、日本の自然景観を象徴的に凝縮している。

カ 白鳥庭園

名古屋国際会議場の南に位置する白鳥公園の一部、有料公園として管理されている庭園部分が「白鳥庭園」である。

江戸時代初期に、堀川から引き込んで築かれた尾張徳川家の白鳥貯木場が、国に継承されていたが、合理化により昭和 55 年、土地が国から市に有償譲渡された。昭和 56 年に 4.5ha を都市計画決定し、翌年基本設計を行い、名古屋が成立した自然の営みを、山岳から迸った源流が木曾三川により濃尾平野を潤し、豊かな伊勢湾に注ぐ水の叙事詩をテーマとする日本庭園を整備することになった。ごみ処分場終了後、昭和 58 年から着工し、茶室二席を併設した数奇屋建築の清羽亭が完成したところで、平成元年に開催した世界デザイン博覧会の会場に編入され多くの来観者に親しまれた。その後、残工事の整備を促進して平成 3 年 4 月に全園開園し、多くの市民や観光者が訪れている。

キ 久屋大通公園

都心部、栄の中心にあり、戦災復興事業で計画された二条の百メートル道路のうち、南北方向の「久屋大通」のグリーンベルトを利用したユニークな公園で、面積は約 16ha あり、中区丸の内より大須四丁目まで延長約 2 km に及んでいる。公園の両側にクスノキが植えられ全体の景観を統一している。

当公園の北端から桜通の間にはケヤキ林、清流のあるリバーパーク、姉妹都市提携のシンボル広場（シリウス号の錨を配したシドニー広場、華表のある南京広場、アステカの暦、トゥーラの戦士像及びコヨルシャウキを配したいこいの広場と、噴水池及びロサンゼルス石を配したロサンゼルス広場）がある。また、桜通には歩行者の利便をはかるため「セントラルブリッジ」がかけられている。さらに、桜通と錦通にはさまれたブロックには、花時計、バス駐車場、彫刻の庭、にしきごいが放流してあるさかえ川、通称もちの木広場といわれる吹き抜け広場がある。錦通より南には、希望の泉がある希望の広場、バスターミナル南の彫刻が設置してある愛の広場、噴水を止水すると広場となるエンゼル広場、催事やコンサートに利用される久屋広場、光の広場と続いている。そして、若宮大通をはさんだ南側にある前津広場の一画に平成 10 年「ランの館」が開館、この公園の南端をしめくくっている。

久屋大通一帯は、昭和 62 年に久屋大通都市景観整備地区に指定され、魅力ある都市景観づくりを目ざして、官民一体となって景観整備に努めてきた。久屋大通公園のテレビ塔を挟んだ約 650m 区間は、昭和 53 年、地下通路・地下駐車場設置の際にその復旧に合わせて整備されたものであり、広小路以南の改修は、昭和 61 年度に、全国から計画案を募集した公開設計競技の優秀賞案に基づいて行っている。その手始めとして平成元年度、復興事業収束モニュメントが光の広場に建設された。平成 3 年度には久屋広場を、平成 5 年度にはエンゼル広場を全面改修した。

平成元年 9 月には、パリのシャンゼリゼ大通商店街「シャンゼリゼ委員会」と久屋大通商店街「名古屋中央大通連合発展会」との間に友好提携の調印が行われ、久屋大通公園はますます都心の公園として、市民の憩いの場として親しまれている。

また、都心の魅力の向上、賑わいの創出、憩いの場の提供など「都心にきらめく水と緑の宝箱」をコンセプトに、都心部の貴重なオープンスペースを有効に活用するため、地下に広場、店舗、バスターミナルを配した全国でもめずらしい立体型の公園「オアシス 2 1」が平成 14 年に完成した。

ク 若宮大通公園

名古屋の都心部を東西に貫く若宮大通は、久屋大通とともに幅員 100m を誇る名古屋を代表する街路であり、この公園は道路の中央分離帯（幅員 51m を基本）を整備したものである。

昭和 62 年から名古屋市制 100 周年記念事業の一環として若宮大通総合整備が行われ、堀川（中区大須一丁目）から吹上（千種区吹上二丁目）までの延長 3.3 km、面積 12ha（公園部分）の規模をもち、都市高速道路高架下のユニークな公園となっている。

高架下という暗いイメージを取り払い、従来の栄地区と大須地区を分断する印象を一新し、地域の一体化・活性化を図り、沿道の街との一体感を実現するという基本テーマのもとに市民に潤いを与える魅力的な公園として生まれ変わった。

区域を「自由広場・修景ゾーン」、「芸術ふれあいゾーン」、「スポーツ広場ゾーン」の三つに分け、特に芸術ふれあいゾーンでは、水の広場、花の広場など魅力的な施設が設置され、スポーツ広場ゾーンでは、テニスコート、ミニスポーツ広場、自由広場などが設置されている。

昭和 63 年の秋には、この若宮大通公園の一部が「全国都市緑化なごやフェア」に使われ、多くの人を楽しんだ。平成元年 3 月、デザイン都市宣言が決議され、デザイン都市名古屋を目指す本市の新しい公園としての役割をもつ都市公園といえるであろう。

近年、老朽化施設の改修により、スケートボード、ストリートバスケット、フットサルの利用できる広場等、新たな魅力をそなえた施設も整備されている。

ケ 庄内緑地

昭和 15 年防空緑地として都市計画決定し、戦後農地開放により耕作されていたが、昭和 43 年に計画面積 94.2ha のうち、庄内川小田井遊水地の区域 42.8ha について事業認可を受け、本市で最大規模の都市計画公園事業に着手した。遊水地のため、河川法上の制約を受けることから施設計画や計画貯水量の確保、安全管理等について河川管理者と協議の上、「水と緑と太陽を」をテーマに第一次五ヵ年計画の目玉事業として、昭和 48 年に本格着工した。大噴水・大池・各種の花園・陸上競技場を始めスポーツ施設・こどもの遊戯施設等を整備し、地下鉄開通後の昭和 61 年、建設省のグリーンフィットネスパーク構想を受けて、第四次五ヵ年計画の目玉事業として室

内フィットネス広場と緑の相談所を併設した施設を建設した。野趣に富み、魅力ある総合公園として市民の人気を得ている。

コ 大江川緑地

市南部の工業地帯に位置する大江川緑地は、時代の変遷に伴う運河機能の衰退と、水質汚濁、悪臭などの生活環境の破壊をきたすようになった大江川の河川環境整備事業の一環として、これを埋立て、隣接する南部工業地帯と北側住宅地とを遮断する目的をもった本市第一号の緩衝緑地である。

この大江川環境整備事業は、昭和 47 年 12 月に公有水面埋立法に基づく事業の免許を受け南区元塩町六丁目地先の大江川樋門から名鉄常滑線まで延長約 1,800m、幅員平均 70m、面積約 12ha について、昭和 48 年度から工事に着手し、総事業費 28 億余円を投じて、昭和 53 年度末に完成している。なお、事業区間に堆積する汚泥中には、水銀その他の有害物質を含んでいたため、本市では最初の「公害防止事業者負担法」に基づく公害防止事業として、公害の原因となる排水をしていた事業者には事業費の一部を負担させ、工事を施工したものである。

事業の概要としては、排水機能を確保するための暗渠を設置し、汚泥を覆土し、環境事業局による建設廃材等の廃棄物による埋立、その上に植樹のための有効土層としての厚さ 2m の盛土を行い、緑地を造成したものである。

主な施設としては、緩衝機能を最大限に発揮させるため、80%の緑被を確保し、市の木であるクスノキを始めヤマモモ、ツバキなどの高中木 12,400 本、ツツジ・サツキなどの低木 63,000 株を高密度に植栽し、川のイメージを残すため、東端の噴水大池から西方の小池まで、長さ 245m の人工の流れを設けており、東西に細長いことから所々に芝生広場、プレイロット、休養広場を配し、これらを有機的に結ぶ形で、遊歩道、サイクリング道路などが設けられている。

サ 洗堰緑地

洗堰緑地は、北区と西区にまたがる、都市計画面積 115.8ha の公園緑地である。昭和 46 年に開園し、約 20ha を供用していた。主な施設としては、野球場、多目的広場及び遊具施設などがあり、市民に親しまれてきた。

平成 12 年度の東海豪雨において庄内川と新川を結ぶ遊水地部分の緑地が被害を受け、その後、河川管理者による河川激甚災害対策特別緊急事業により掘り下げられ洪水調整機能が高められた。平成 18・19 年度に野球場や多目的広場、ビオトープなどを整備し、各種スポーツやレクリエーションの場、水辺の生き物と触れ合える河川敷緑地（約 9.6ha）として、東海豪雨により失われた公園機能を回復した。

(3) 国有地の無償貸付

名古屋を代表する公園の一つである名城公園を始め、千種公園、平和公園、森孝西公園などを、それぞれ敷地の多く、または一部について、財務省や文部科学省から国有地の無償貸付を受け開園している。貸付面積は 100ha を超え、市民の憩いの場として広く活用されている。

2 公園整備

(1) 整備の方針

ア あらまし

本市では、良好な都市環境を形成するため、公園の整備を進めている。国においては、都市公園等整備五箇年計画などの従来の事業分野別の五箇年計画を一本化し、社会資本整備の重点化・効率化を推進するため、平成 15 年度を初年度とした「社会資本整備重点計画」を新たに策定した。本市では、平成 23 年 3 月に「なごや緑の基本計画 2020」を策定し、緑地の保全及び緑化の推進に関する施策を総合的に展開している。

公園整備の方針としては、近隣住区における公園の最低水準を確保するため、街区公園の適正配置の促進事業や近隣・地区公園の整備を進めているほか、各地区の拠点となり、全市的利用も図られる公園として、東山、天白、戸田川、猪高、相生山、荒池などの大規模な公園及び緑地の用地取得、施設整備を行っている。

イ 都市計画公園・緑地の事業推進

本市の都市計画公園・緑地は、平成 24 年 4 月 1 日現在で、789 か所、2,798ha あり、このうち都市公園として供用されているものは、767 か所、1,372ha である。しかし、計画決定後長期間が経過しているにもかかわらず、買収を要する民有地が存在する未整備公園・緑地が 35 か所、約 1,013ha あり、これらの区域内で約 235ha の民有地が未買収となっている。こうした課題に対処するため、以下の事業推進方策を展開している。

(ア) 住宅密集型公園への取組み

既成市街地内で長期間事業に未着手であったため、住宅が密集した状態になっている「住宅密集型公園」15 か所については、整備優先度の高い 5 か所を選び、関係権利者の立場を考慮しながら、本格的事業に着手する前に一定の準備期間をおいて事業を行う「段階的的事业推進手法」により取り組んでいる。防災緑地緊急整備事業として、平成 8 年度から川名公園に着手し、平成 10 年度には米野公園に着手した。

(イ) オアシスの森づくり

未整備公園・緑地全体の効率的な事業推進を図るため、買収を必要とする民有地の約 8 割が存在する東部丘陵の大規模公園・緑地において、区域内の一部民有樹林地に借地手法を導入し、市民に自然との身近なふれあいの場を早期に提供する「オアシスの森づくり」に取り組んでいる。平成 10 年 3 月には相生山緑地の一部(約 20ha)、平成 13 年 4 月には猪高緑地の一部(約 15ha)、平成 23 年 4 月には細根公園の一部(約 4ha)において、オアシスの森を開園した。その他、荒池緑地、東山公園及び熊野公園において、オアシスの森づくり事業に取り組んでいる。

ウ 都市計画の見直しの方針と整備プログラムの策定

都市計画公園緑地の事業推進には今後も長期間を要するため、関係権利者の方々に対して土地の利用制限や移転の不安等の心労、将来の生活設計が立てにくいなど様々な負担を掛けている。これらの問題に対処するため、平成 17 年 11 月、緑の審議会へ「これからの公園緑地のあり方 長期未整備公園緑地について」を諮問した。平成 18 年 11 月には都市計画の見直しを行うことと整備プログラムの策定・公表に取り組むことの 2 点について答申を受けた。その後、都市計画については全体、個別の検証を行うとともに、整備プログラムについては、10 年単位で公園緑地別の

事業着手時期の検討を行った。平成19年9月から10月にかけてはパブリックコメントを実施し、市民意見を集約するとともに、市の見解をまとめ、平成20年3月「都市計画の見直しの方針と整備プログラム」を策定・公表した。その後、個別の公園緑地ごとに説明会等を開催し、関係権利者、地域住民の合意が得られた公園緑地について、見直しの方針に基づく都市計画の変更を行うとともに、整備プログラムに基づいた計画的な事業推進に努めている。

エ 街区公園の適正配置の促進

本市では、最も身近な街区公園について、昭和47年度から「公園のない学区」の解消に努め、これを実現しているが、依然、1人当たりの公園面積や公園の配置状況などにかなりの差異がある。平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、従来にも増して防災面からの身近な公園の必要性が高まり、平成8年度からは一定基準のもと「公園の配置上、整備を促進する学区」を、「重点促進学区」と「促進学区」に指定し、街区公園の適正配置を進めている。

〔対象学区の採択基準〕

原則として、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (ア) 人口集中地区であること。(1k㎡当り人口4,000人以上)
- (イ) 公園の誘致圏に含まれない区域のまとまりが、25ha以上であること。
- (ウ) 学区人口1人当り公園面積が、1.2㎡未満であること。

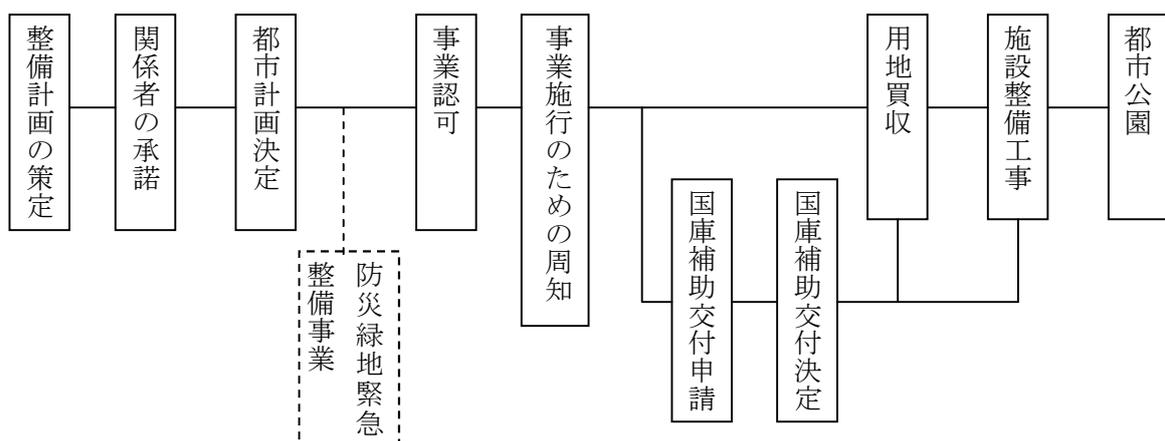
〔候補地選定基準〕

- (ア) 面積は、おおむね0.1ha以上とする。
- (イ) 学区内の適当な位置であること。
- (ウ) できるだけ幹線街路等に接しないこと。
- (エ) できるだけ整形、平坦地であって、二方道路に面していること。
- (オ) その他、街区公園としてふさわしい場所であること。

〔重点促進学区の基準〕

- (ア) 学区人口1人当り公園面積が、0.6㎡未満であること。
- (イ) 当事業により、過去に公園を設置していないこと。
(但し、公園のない学区解消事業は除く)
- (ウ) 未整備都市計画公園がないこと。
- (エ) 地区総合整備事業が進行中でないこと。
- (オ) 人口密度6,500人/k㎡(市平均)以上であること。

オ 公園整備のフローチャート（代表例）



カ 区画整理、開発行為等における公園整備

本市は従来から組合施行による土地区画整理事業や開発行為が施行されているが、これらの開発に伴って多くの公園が整備されている。

(2) 整備の現況

ア あらまし

公園緑地の整備にあたっては、地域ニーズを取り入れるとともに、防災やバリアフリー、自然環境等に配慮し、愛され親しまれる公園緑地となるよう努めている。

イ 猪高緑地

猪高緑地は、名東区東部に位置し、昭和 33 年の猪高村編入時に 81.58ha の区域が都市計画緑地として決定された。その後、3 回の変更を経て、現在は 66.2ha が都市計画決定されている。

当初の都市計画決定から半世紀の間に東名高速道路インターチェンジの開設、土地区画整理事業などで周辺環境が市街地化する中、猪高緑地は都市計画によって残された本市を代表する緑地の一つになっている。

本格的な整備は、昭和 58 年度から着手し、平成 12 年度までに多目的広場、児童園、テニスコート、アーチェリー場、名東スポーツセンター、花木園、散策路等の整備をした。

また、平成 12 年度には事業認可区域以外の私有樹林地を借地し、暫定的な整備をして早期に市民利用をする「オアシスの森づくり」により、棚田、散策路、木製デッキ、案内板等を整備した。

平成 23 年度からは北西部の塚ノ杵池周辺の整備に着手し、同年廃止した名東プール跡地の整備、池や樹林地など豊かな自然環境を活かした散策路等の整備を進めていく。

ウ 戸田川緑地

戸田川緑地は、昭和 33 年に都市計画決定した、面積約 64.6ha の総合公園である。

「健康とスポーツの里」を全体テーマとし、平成 2 年度から、水と緑の豊かな環境をいかした健康・スポーツ公園の整備を進めている。また、平成 12 年度からは、市民、企業、行政のパートナーシップにより苗木を植え、育てていく「なごや西の森づくり」を進めているところである。

本緑地は、南北に大きく 3 つの地区に分かれており、地区ごとに特色のある整備を進めている。南地区「陽の郷」（農業文化園隣接区域）では、平成 2 年度から 10.6ha の整備に着手し、平成 8 年度までにバーベキューガーデン、戸田川こどもランド、デイキャンプ場等ほぼ全域（10.03ha）が完成している。平成 22 年には、農業文化園の区域（4.0ha）が都市計画区域に加えられた。

中央地区（国道 1 号と県道鳥ヶ地新田名古屋線にはさまれた区域）では、平成 7 年度から同右岸 10.9ha の整備に着手し、平成 14 年度までにパターゴルフ場、おもしろ自転車コース、ファミリースポーツ広場が完成している。平成 13 年度から着手した同右岸と左岸を結ぶ連絡橋は平成 15 年度に完成している。平成 20 年度から同左岸の整備に着手しており、平成 21 年度には「とどがわ生態園」、平成 22 年度には遊具広場、平成 23 年度は多目的広場の整備を行った。今後も西の森づくりを中心に整備を進めていく。

また、北地区（国道 1 号北側区域）の右岸では、平成 5 年度から整備に着手し、平成 6 年度までにふれあい広場を、平成 16 年度から平成 18 年度までに芝生広場・遊具広場などを整備し、約 2.5ha が完成している。

エ 天白公園

天白公園は天白区のほぼ中央に位置し、周囲が市街化していく中で、起伏に富んだ三つの山と大根池（約 2.2ha）など、東部丘陵の豊かな自然が残されている、面積約 26.5ha の総合公園である。

昭和 33 年に都市計画決定され、昭和 57 年に事業認可を受けた後、昭和 61 年から工事に着手した。平成 17 年までに冒険の山、デイキャンプ場、児童遊技場、ミニスポーツ広場、大型遊具広場、土の広場、西の山入口と散策園路、多目的広場、原っぱ、南東部入口、南西部入口、駐車場の整備を完了している。平成 21 年度には天白プール跡地の整備を行った。

今後貴重な自然の保全を考慮しつつ、地域の中心となるような公園として整備を進めていく。

オ 米野公園

米野公園（約 3.2ha）は名古屋駅の南西に位置し、周辺は大規模な公園・緑地の空白域となっている。昭和 22 年に都市計画決定されて以降、計画区域内の茶ノ木島公園を除いて未整備のままであったが、災害時の避難場所を確保するため平成 10 年度より防災緑地緊急整備事業に着手した。平成 22 年には事業認可を取得し、早期完成を目指して用地の取得と整備を進めている。

カ 川名公園

昭和区の川名公園（約 5.5ha）は、戦前からの耕地整理事業により基盤整備された市街地に位置しており、周辺は大規模な公園・緑地の空白域となっている。昭和 22 年に都市計画決定されて以降、長期間にわたり事業着手ができず住宅が密集した状態であったが、災害時の避難場所となる公園を確保するため、平成 8 年度より防災緑地緊急整備事業に着手した。平成 12 年からは事業用地がまとまって取得できた街区毎に順次事業認可を取得してきた。平成 18 年には全域において、事業認可を取得し、早期完成を目指して用地の取得と整備を進めている。

キ その他の整備

(ア) 「ゆとりとうるおいのあるまちづくり」の一環としての整備

・水景施設整備

昭和 53 年より噴水などの水景施設の整備に着手し、現在、市内の公園に 150 施設が設置されている。

・彫刻施設の設置

本市では昭和 55 年から「まちづくりのなかの彫刻—基本構想—」に基づいて彫刻設置懇談会を設け、彫刻の設置事業を進めてきた。事業のほか寄付により設置されたもの等を含め、現在、市内の各公園に 117 作品がある。

(イ) スポーツ施設の整備

・野球場、テニスコートの整備

スポーツ施設のうちでも市民の要望が多いものが野球場とテニスコートである。これらについては従前より有料公園施設として管理しており、現在、野球場 69 面（内ソフトボール場 10 面）テニスコート 108 面が整備されている。

・スポーツ施設の照明

スポーツの需要が高まっている中で、市民がスポーツに親しむ機会を増やし、利用できる運

動施設の絶対量の不足を解消するために、運動公園施設に夜間照明施設の設置を行っている。現在までに野球場 20 面、テニスコート 84 面及び陸上競技場 1 面の照明施設を設置した。

・その他のスポーツ施設の整備

現在、陸上競技場 4 面・球技場 1 面・アーチェリー場 1 面・ゲートボール場 10 面・室内広場 1 棟の有料公園施設が設置されている（瑞穂公園を除く）。

今後、競技者人口の増えているサッカー場を始め多様化するニーズに答えるためにも多目的に利用できるグラウンドの整備を進めていく必要がある。

平成 17 年度、若宮大通公園にフットサルコート 2 面の設置をおこなった。

(ウ) 特色ある公園づくり

公園それぞれに特色をもたせることにより、公園を市民にとってより魅力的なものとして利用を促進するために、昭和 61 年から特色ある公園づくりを進めてきた。ユニーク公園 5 公園・みんなのアイデア公園 15 公園・花の名所公園 18 公園の整備を行った。

平成 19 年度より未就学児を対象とした遊具の設置、遊具広場の改造を行う「子育て支援公園」の整備を進めている。

(エ) 学校公園の整備

学校公園は、隣接する小学校と公園を連続的に整備し、一体的な有効利用を図ることにより、開かれた学校作りと公園機能の拡充を目指すものである。

昭和 58 年度より平和公園（平和が丘小学校）を始め 8 公園（8 校）を整備した。

(オ) ビオトープ公園の整備

ビオトープ公園は、動植物の多様な生息場所を確保することにより、地域の環境向上と人間と自然との共生を図ろうとするものである。

今までに島田湿地・水広公園・八竜緑地・洗堰緑地・戸田川緑地等においてビオトープの整備を行なった。

(カ) 福祉型公園の整備

本市では、平成 3 年に「福祉都市環境整備指針」策定して以来、都市基盤整備を担当する関係局において、指針に基づいた事業を実施している。福祉型公園は、公園内の移動のしやすさを考慮し、高齢者や障害者に配慮された公園施設の設置などを行なうことにより、高齢者や障害者を含むすべての人々が安全で快適な利用ができるような公園整備をするものである。福祉のまちづくり事業モデル地区に指定された、小林公園・千種公園・稲荷公園で整備されている。

志賀公園では、保険、医療、福祉の総合的エリアとして隣接地に建設される「クオリティライフ 21 城北」と連携し、ユニバーサルデザインに配慮した公園の整備を行なった。

(キ) 公園リフレッシュ事業

周辺環境の変化により利用形態が変化してきており、施設の老朽化などにより環境が悪くなってしまった公園について、面的に再整備を行い、地域住民の方々に利用しやすい魅力ある公園にリフレッシュする整備である。

開園後 20 年以上が経過した公園を対象に平成元年から取り組み、平成 21 年度までに 163 公園の整備を行なった。

3 公園の管理

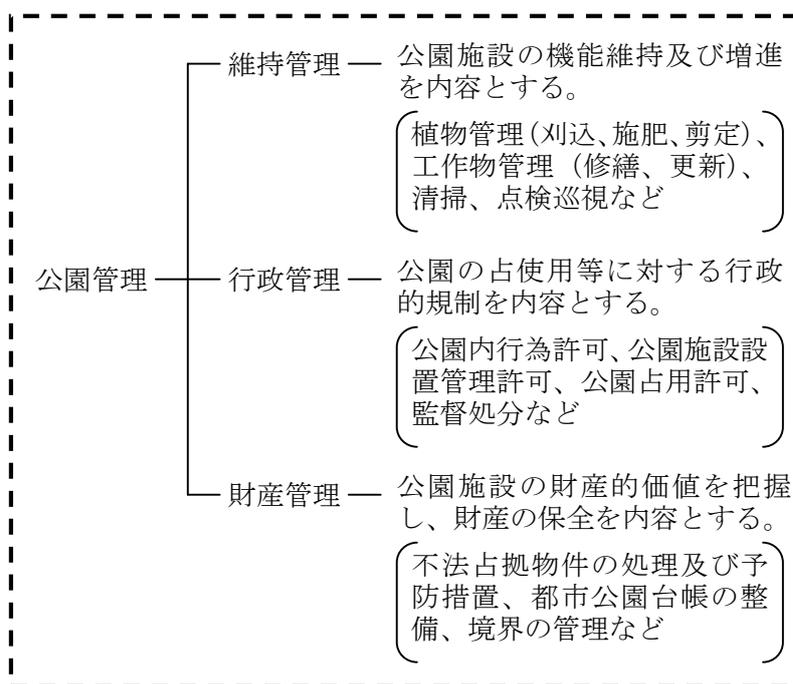
(1) あらまし

都市公園の管理とは、都市公園の維持、修繕、災害復旧等の事実行為、公園施設の設置、管理許可、都市公園の占用許可等の法律行為、都市公園の適切な利用を促進するための運営管理等、都市公園の機能を維持し、適正な利用を増進するために行なわれる一切の行為を指す。

公園管理者は、常に利用者が安全で快適にすごせるようにこれを管理し、公園設置の目的に応じて最も効率的にこれを運用することが必要である。

本市における公園管理は、都市公園法、同法に基づく命令、名古屋市都市公園条例、同施行細則等により行なわれている。都市公園ではないが、都市公園を設置すべき区域を決定、公告した後、公園としての権原を取得した「公園予定区域」についてもその管理の適正を図るため都市公園法の準用規定がある。

公園管理を大別すると図のよう
に分類できる。



公園管理の主要な項目についての概要は、次のとおりである。

(2) 維持管理

公園の維持管理とは、公園施設の機能維持及び増進を行うための広範な技術的作用をいう。管理の対象となる施設と作業の内容に応じて次のように分類して考えることができる。

ア 純粋維持管理

ひとたび設置された施設はその機能を永続的に「安全」で「快適」であるように発揮するように維持されなければならない。これを分類すると次の三つに区分できる。

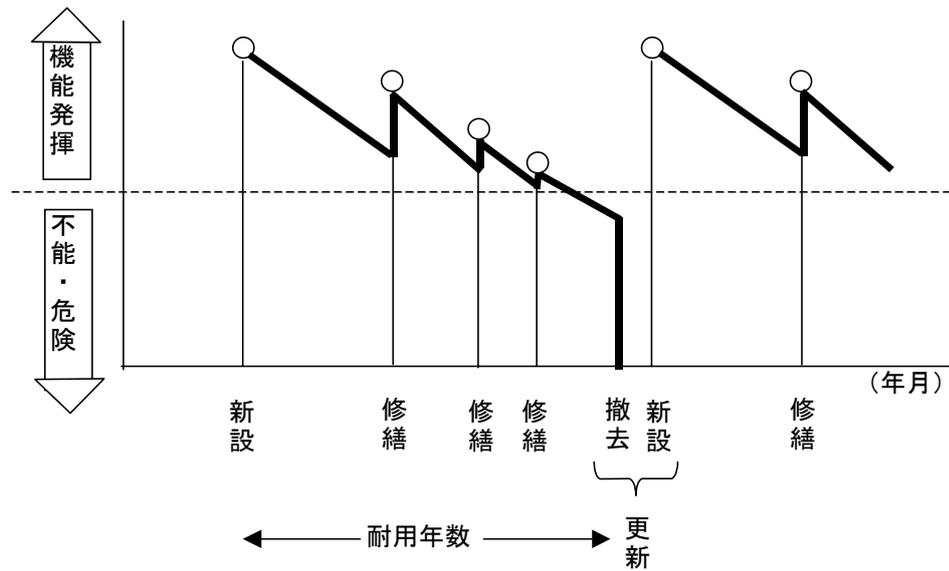
(ア) 面的管理

	清掃	除草	芝刈	整地
園路広場	○	○		○
芝生地	○	○	○	
植樹帯	○	○		

(イ) 工作物管理

		修繕	塗装	更新	清掃
一般 工作物	遊 具	○	○	○	
	公 園 灯	○	○	○	
	水 飲 場	○		○	
	便 所	○		○	○
	ベ ン チ	○	○	○	
	柵・フェンス	○	○	○	
特殊 工作物	噴 水	○		○	○
	夜 間 照 明 施 設	○	○	○	

工作物の維持管理を模式的に表現すると次とおりである

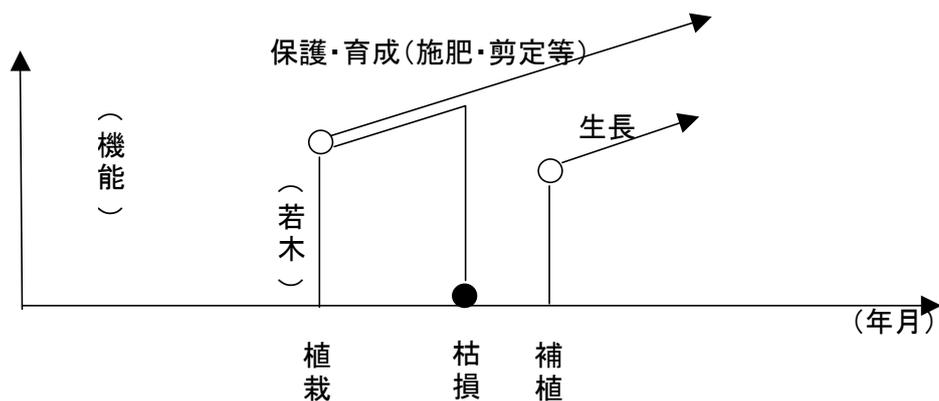


(ウ) 植物管理

		剪定	刈込	病虫害防除
樹 木	高 木	○		○
	生 垣 ・ 株 物		○	○
花 壇	(草 花)	各種園芸的管理		
特 殊 植 物	(バラ・ボタン等)			

植物は、生き物であり、成長する。工作物は年月と共に機能が低下するが、植物は次第に生長してより大きな機能を発揮するようになる。ここに公園維持管理の特殊性がある。

樹木の維持管理を模式的に表現すると次のとおりである。



植物管理において発生する剪定枝・刈草等植物性廃棄物はごみとせず、燃料や堆肥として、有効利用している。

イ 改良

公園は時とともに成長・変化するものであるが、利用者の状況・市民の要望も変化する。利用者の要望に応じた公園として維持するためには、単に純粋維持管理を行うだけでなく、適切な改良を加える必要がある。現在以下のような改良を行っている。

工作物補充・・・・・・・・便所、公園灯、遊具等

工作物改良・・・・・・・・バリアフリー化

危険防護対策・・・・・・・・人止め柵設置（池、石垣等）

ウ 点検、利用指導

公園施設を良好に維持するためには、絶えざる巡視点検が必要である。また、利用者が適切に施設を利用するよう指導する必要もある。本市では公園巡視員による月2回程度の日常点検、職員による年1回の定期点検、専門業者による随時の精密点検にて公園施設の点検体制をとっている。また、平成16年度より遊具に管理事務所名や連絡先を記したシールを貼り、施設に異状があった場合、市民に通報の協力を得ている。

エ 災害復旧

大雨、台風等により公園に被害が発生した場合には速やかに復旧作業を行う。大雨では主に河川敷緑地の冠水、土砂の堆積等の被害が生じる。台風では大雨の被害の他、風による倒木、公園灯など工作物の倒壊などが発生する。

以上の維持管理作業は各区の土木事務所により行われている。作業手段としては、直営作業班のほか、業者による請負（工事、委託）がある。

オ 緑地補修班

直営で行う公園緑地（街路樹及び街園含む）の維持修繕その他の管理を行うために緑地補修班制度を設けている。

緑地補修班は、原則として、現業職員4名、トラック1台で構成されており、その作業の範囲は工法的に容易な作業と小規模な修繕工事としている。また、直営作業を計画的かつ円滑に実施し、または応急措置等を直ちに実施できるよう巡回作業も行っており、重要な職務となっている。

(3) 行政管理

ア 都市公園の設置

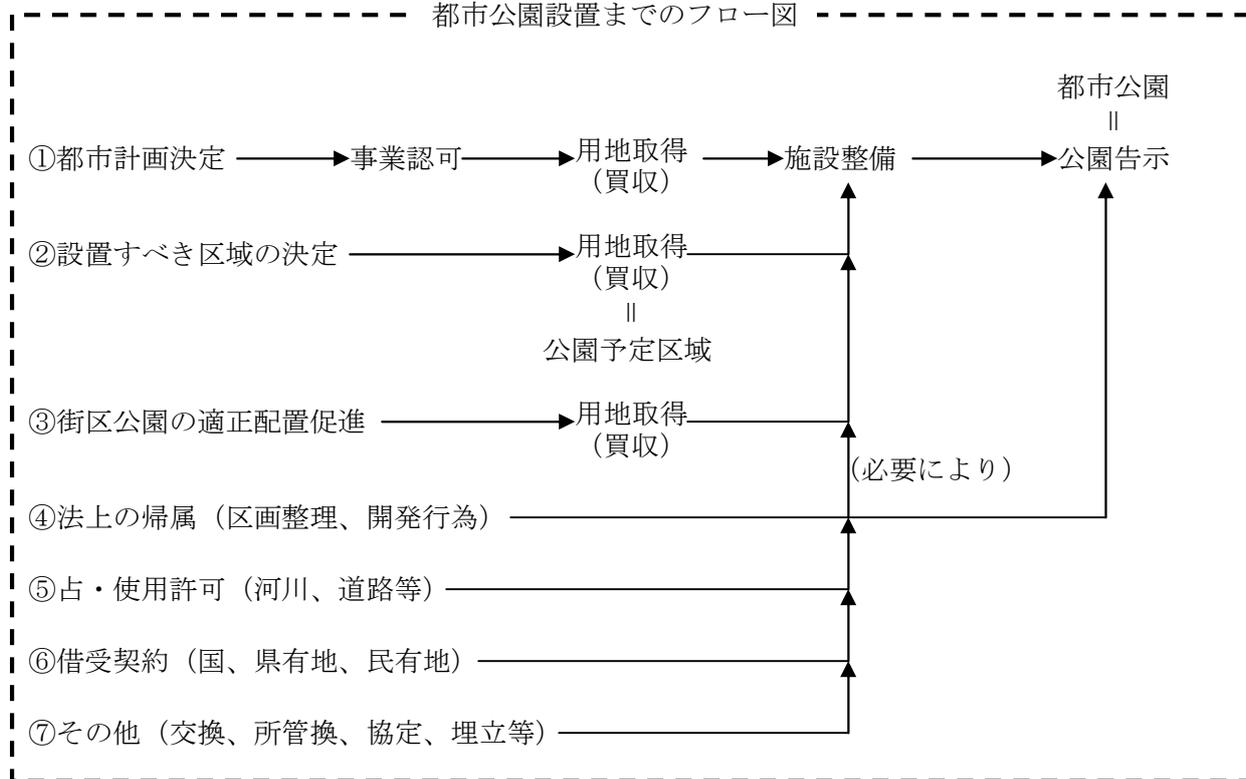
都市公園とは、都市公園法により次のうちいずれか一に該当するものと規定されている。

- (ア) 都市計画施設である公園又は緑地で、地方公共団体が設置するもの
- (イ) 地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園又は緑地
- (ウ) 国が設置するもので、都府県の区域を超えるような広域の見地から設置する都市計画施設である公園又は緑地
- (エ) 国が設置するもので国家的な記念事業として、又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て設置する都市計画施設である公園又は緑地

なお、都市公園を構成する要素は、「土地」と公園管理者が設ける「公園施設」とから成るため、どちらかだけでは都市公園となり得ない。

また、都市公園を設置するという事は、その公園の名称、位置及び区域、供用開始の期日を公告することにより行われる。

本市における都市公園設置までの流れは、おおむね次のとおりである。



このようにして設置された都市公園には、すべて都市公園法が適用されることで、行政処分等公共施設として適正な管理が可能となる。また、都市公園法の規定により、一旦設置した都市公園は、みだりに廃止することが禁じられており、過密化する都市における将来的に担保されたオープンスペースとしてその設置の意義は重大である。

イ 公園予定区域

都市公園法は、原則的に都市公園として整備され、その設置がなされた後において適用されるが、施設整備が完了していない公園であってもその管理の適正化を図るため、同法の一部が準用

される旨規定されている。地方公共団体の場合、議会の議決を経て「都市公園を設置すべき区域」の決定を行い、その旨一般に公告した後、同区域内に存する権原を取得した土地を「公園予定区域」といい都市公園法の一部が準用される。なお、「都市公園を設置すべき区域」の決定は、国が都市公園を新設する場合は必ず行わなくてはならないが、地方公共団体が都市公園を新設する場合は任意である。

ウ 公園施設の設置・管理の許可

都市公園は、市民の自由な利用に供する目的をもって設置される公の施設であるから、これに設けられる施設も公園管理者たる地方公共団体が設置し、自ら管理することが原則である。しかし、公園施設の中には売店、図書館等のように、公園管理者が自ら経営するのが不適当なもの、財政上、技術上等の理由により自ら設けることが困難なもの、都市公園の機能の増進に資するものがある。したがって、都市公園法第5条は、それらのものに限って公園管理者以外の者に公園施設を設け、又は管理させることができるとしている。また設置の許可にかかる建物については、公園管理者の設置するものも含め、一の都市公園に公園施設として設けられる建物の総面積は、原則として公園敷地面積の100分の2を超えてはならないこととされている。

エ 公園占用の許可

都市公園本来の目的からみれば、公園施設以外の工作物等を都市公園内に設ければ、公園の効用を阻害することとなり、好ましいことではない。しかし、都市においては、公園敷地を含め土地の多面的な利用が要請されることから、公園の機能を損なわない最小の限度でこうした工作物等の設置を認めることとしたものである。

都市公園法第7条は、都市公園内には、電柱、変圧塔、水道管、下水道管等の工作物で公衆の利用に著しい障害がなく、かつ必要やむを得ないと認められるものについて政令で定める技術的基準に適合する場合に限って占用の許可を与えることができるとしている。

オ 公園使用の許可

公園は、本来、公共施設として市民が自由に利用し、遊ぶ場所である。

しかし、都市整備が進み、空地が少なくなるにつれ、盆おどり、運動会など屋外での市民活動の場としての公園の役割もますます重要になっている。

こうした事情の下で、盆おどり、運動会、集会、キャンプ実習、映画会、各種訓練（火災・防災・水防・避難等）などのために公園を独占的に使用する場合は、他の一般公園利用者との関係を調整するため、「行為許可」という方法でその使用を認めている。

行為許可の手続は、それぞれ所轄の土木事務所（東山公園、平和公園については、東山総合公園）において行っている。

一般に、許可の対象となる独占的な公園使用については、有料となっている。

(4) 財産管理

都市公園の区域、地形、公園施設、占用物件の設置状況等を常時確実に把握することは、公園を適正に管理するうえにおいて第一に要求される、今日のように、公園の管理が多様化、複雑化し、また公園に対する様々な要請が高まっている状況において、都市公園台帳の整備、拡充はますます

重要となっている。

都市公園法第 17 条により、公園管理者は図面と調書からなる都市公園台帳を調製、保管し一般の閲覧に供することになっている。本市では従来台帳整備は満足のゆくものではなかったため、昭和 55 年度から本格的に都市公園台帳の調製に着手した。

4 公園用地の測量

(1) あらまし

公園用地に係わる測量業務としては、事業用地取得に伴う測量と、取得した用地について境界管理を適正に行い保全する測量とがある。前者が用地測量であり、後者が区域線明示測量である。緑政土木局においては、これらの測量のほか都市公園台帳の調製に必要な測量及び公園の管理引継に伴う測量なども実施している。

(2) 用地測量

用地測量は、事業の施行区域を現地において明示すると共に取得予定地の土地面積及び現況を表す測量図を作成する業務であり、その後の用地買収並びに物件の移転等の業務を円滑に推進させるために欠くことの出来ない業務である。具体的には、関係土地所有者の事業に対する理解と協力を得ながら直接現地において隣接土地所有者と立会確認の上で土地の境界確定を行い、正確な測量図を作成するものである。このほか寄付用地の測量及び土地の所管換に伴う測量も実施している。

(3) 公園区域線明示測量

公園区域線明示測量は、隣接する土地所有者からの明示申請並びに公園工事に伴う明示依頼を受けて、その都度過去の明示資料等に基づき隣接土地所有者と立会確認の上公園区域を明示する測量である。また、隣接土地所有者の合意により境界確定した箇所については、その後6か月以内に明示申請者から願い出があった場合には、公園区域線証明の事務も行っている。

(4) 都市公園台帳の調製に伴う測量

都市公園を適正に管理していく上必要な都市公園台帳は、図面と調書によって調製されており、このうち図面を作る測量は台帳整備の基盤をなすものである。図面に記載する内容は、都市公園法施行規則により主要公園施設を始め6項目が規定されており、これらについて現地で測量調査を実施し図面を作成している。また、公園管理区域を明確にすることにより今後の公園区域線明示測量業務を簡易・迅速に行うことが出来るよう、隣接土地所有者との現地立会の上、境界確定した結果に基づき、必要があれば区域標の新設または移設により、公園確定実測図を作成している。

(5) 管理引継に伴う測量

土地区画整理組合等から管理引継を依頼された公園用地について、その引継図書である施設平面図及び実測図等に記載された内容が遺漏なく正確であるかを、現地において調査測量し照合確認を行っている。その結果、必要があれば事業施行者に対して施設平面図及び実測図等について記載内容の加除訂正を行わせることにより、引継ぎ後に本市が行う公園管理が円滑かつ正確に行えるよう引継図書作成に万全を期している。

第3 緑地の保全

1 緑地の保全

(1) あらまし

地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題が顕在化するなかで、緑の減少傾向を緩和し、市内に残された貴重な緑地等を保全する必要がある。このため、都市緑地法に基づく、特別緑地保全地区等の制度を活用するなどして、既存の緑地の保全に努めている。

(2) 特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、自然的環境のすぐれた樹林地、草地、水辺などを指定し、その保全をはかろうとするもので、現在 72 カ所、190.5ha を都市計画決定し、指定している。

(3) 市民緑地

都市緑地法及び緑のまちづくり条例に基づき良好な都市環境を確保するため、民有の樹林地等の土地所有者等と名古屋市が使用貸借契約を結び、身近な自然とのふれあいの場として市民に開放する制度である。市民緑地の設置要件は次のとおりである。

- ・ 良好な樹林地、湿地、湧水地等が存在する、原則として 1,000 m²以上の土地。
- ・ 管理に支障のある工作物等がないこと。
- ・ 所有者から無償で借り受けることができること。
- ・ 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、市民緑地の設置又は管理に影響を及ぼすものでないと認められるときは除く。

(4) 緑化木公園

土地所有者と本市との使用貸借契約により市内の空地に緑化用樹木の植栽等を行い、環境の美化と緑化の啓発普及及び住民の観賞利用に供している。

(5) 保存樹の指定

「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき市内に残された名木、古木、樹林のうち、保存すべき樹木・樹林を指定することにより、都市の健全な環境の維持及び向上に寄与することを目的とするもので、昭和 48 年度から実施し、又、昭和 53 年度からは、「名古屋市緑化推進条例」、平成 17 年度からは、「緑のまちづくり条例」に基づく保存樹木等の指定を実施している。

ア 指定基準

次のいずれかに該当し、健全で、かつ樹容が美観上特にすぐれていること。

(ア) 保存樹（都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行令によるもの。）

樹木

- ・ 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上であること。
- ・ 高さが 15m 以上であること。
- ・ 株立ちした樹木で高さが 3m 以上であること。
- ・ はん登性樹木で枝葉の面積が 30 m²以上であること。

樹木の集団

- ・その集団の存する土地の面積が 500 m²以上であること。
- ・いけがきをなす樹木の集団で、そのいけがきの長さが 30m 以上であること。

(注) 樹木の集団については、本市の場合事例なし。

(イ) 保存樹木等 (緑のまちづくり条例施行細則によるもの。)

樹木

- ・1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.3m 以上 1.5m 未満であること。
- ・歴史的、文化的又は自然的価値を有し、かつ、その保存及び継承が重要と認められること。

樹木の集団

その集団の存する土地の面積が 300 m²以上 500 m²未満であること。

イ 内容

- ・所有者の同意を得て保存樹等の指定をする。
- ・樹種、指定番号等を表示した標柱を設置する。
- ・保存樹等の枯損の防止及び病虫害の駆除並びにその他の保存に関し、所有者に対し必要な助言及び指導をする。
- ・保存樹等の保存に関し、所有者に対して、1 本当り年額 3,000 円の報償金を交付する。

(6) グリーンバンク事業

やむを得ない事情により不要となって除去される市内に生育する樹木(私人の所有するものに限る)のうち、緑化に適する樹木を所有者から無償提供を受け、公園緑化に再活用するものである。

(7) 風致地区

風致地区とは、良好な自然的環境を形成している土地の区域のうち、都市の風致の維持が必要な区域に都市計画で定めることができる地域地区の一つである。

本市では、東部丘陵地を中心に約 3,000ha の区域を風致地区に指定しており、自然的景観を保全することやみどりと調和した低層住宅地を形成することを目指している。

建物の高さ、建ぺい率、位置などの制限、宅地造成、開墾、樹木の伐採、土石の採取などの規制がある。

(8) 生産緑地地区

生産緑地地区は、生産緑地法に基づき、市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、都市の環境保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る制度である。

生産緑地地区は、ある一定の要件を満たす一団の農地を、市町村が農地の所有者その他の関係権利者全員の同意を得た上で、都市計画の手続を経て指定することにより、都市計画上「保全する農地」として明確に位置付けられている。

第4 緑化の推進

1 道路緑化

(1) あらまし

街路樹は街の景観を引き立たせ、樹木が見せる四季折々の変化は私たちにうるおいと安らぎをもたらしてくれる。また夏の緑陰などによる気候調節や大気の浄化、さらに交通分離や飛び出し防止など交通安全にも役立っている。

このように、都市の貴重な緑である街路樹は、都市生活に欠かせない様々な機能を果たしている。

本市には広幅員道路が多く、区画整理事業によって整然とした街区が作られ、植樹スペースは着実に増えている。こうしたスペースを効果的に緑化するため、街路樹(並木)を始め、低木の連続植栽、中央分離帯の植栽などを積極的に行っている。

さらに、こうした緑のボリュームアップに加え、緑の質を重視することが求められている。特色ある街路樹の植栽、街園の整備、フラワーロード・フラワーコーナーなどの花木や草花の植栽はこうした要求に応えるもので、より魅力ある、変化に富んだ道路景観を演出している。

(2) 街路樹

街路樹の植栽場所は大きく分けて歩道と中央分離帯がある。歩道では幅員によって、植ますに高木のみを植栽する場合と、植栽帯を設けて高木と低木による連続植栽をする場合がある。それぞれの植栽は原則として次のような基準によっているが、これに当てはまらない場合でも、地被植物やつる性植物をとり入れることにより、積極的に緑化していくよう努めている。

ア 歩道

(ア) 高木(並木)

- ・歩道幅員 3m 以上の道路であること。
- ・植栽間隔は、8m を標準（最短の植栽間隔は 6m 以上）
ただし、広幅員の歩道で将来自然形仕立てを目的とする場合は、10～12m
- ・樹種は落葉高木を原則とする。ただし、地域の状況等に応じて常緑高木も採用する。

(イ) 連続植栽(低木)

- ・歩道幅員 3.5m 以上の道路であること。
- ・緑地帯の幅員は 1.2m 以上とする。
- ・植栽の形式は、高木(並木)との組合せを基準とする。

イ 中央分離帯

- ・幅員 1.0m 以上の中央分離帯
- ・中央分離帯の植栽は、中・低木と地被類などによる植栽を標準とする。ただし、幅員 2.5m 以上の中央分離帯には高木の植栽を行い、緑の総量の増加を図る。

(3) 街園

街園は、駅前や交差点の中央など目につきやすい場所に設置される小緑地であり、比較的制約の多い道路空間の中にあつて、変化のある豊かな緑の演出が可能である。

(4) 魅力ある道路景観づくり

植栽の延長を伸ばし、緑のボリュームを増やすことに加え、より個性的で楽しい街並みをつくるため、各路線等を特色づけるような質の高い植栽を進めている。

ア フラワーロード

本市の顔となる代表的な路線の中央分離帯や歩道に草花を植栽し、華やかで印象的な道路景観を創出する。

イ 特色ある並木道

樹形等に特色のある街路樹を植栽して、個性的な雰囲気 of 道路景観を演出する。

ウ 花と緑の散歩道

四季それぞれ楽しめる花木、草花などを植え、散歩や通勤・通学・買い物などの行き帰りに楽しめるような緑あふれる歩道づくりを行なう。

(5) 添景施設の整備

道路景観のポイントになるような添景施設の整備を進めている。

ア シンボルツリー

本市を代表する交差点内の歩道に花の美しい樹木や形の美しい樹木を植えて、街角のシンボルとして交差点を特色づけ、一層魅力あるまちづくりを行う。

イ フラワーコーナー

花いっぱいの街づくりを推進するため、昭和45年度から都心部の主要交差点に設置している。季節感あふれる草花で街角を飾り、うるおいとやすらぎを与えている。

ウ フラワーブリッジ

歩道植栽等との連続性を持たせるため、橋の上やたもとにプランターを設置し、四季の花を植栽している。

エ 水景施設

噴水や流れなどの動きのある水景施設の整備により、うるおいと活気のある街角を演出する。

(6) 維持管理

街路樹は、自然の状態の樹木に比べて、土壌状態、生育空間の制限、自動車の排気ガスなどきびしい環境条件におかれている。

快適な道路環境を保全し、豊かな緑を確保していくためには、きめ細かく街路樹の保護育成に努めていく必要がある。そのために街路樹の維持管理として、次のような作業を行っている。

樹 木 管 理	高木剪定	冬期剪定を中心として、各樹種の特性や自然な樹形の美しさを生かし、街の景観にとけ込むような剪定を行っている。
	中低木刈込	連続植栽の集団の美しさを生かすよう、花期等を考慮して刈込を行っている。
	病虫害防除	樹木が常に健全な状態を保つよう、病虫害の予防及び早期発見駆除に努めている。
	その他	補植、支柱更新、施肥、灌水等
その他の管理		除草、清掃、草花植付等

2 緑道の整備

(1) あらまし

緑道とは、自動車の通行を抑制し、緑や安全性、快適性を高度に配慮した緑豊かな“人間優先のみち”であり、散策・ショッピング・サイクリングなどに利用され、また街の景観を向上させるとともに、災害時には、避難路としても役立つ道である。

さらに、緑道は、公園・学校・駅等を有機的に結ぶ“緑のネットワーク”を形成することによって、各施設の機能を一層向上させるとともに、市民の生活環境改善に大きな効果をもたらすものである。

本市では、昭和 56 年 9 月、緑道整備基本計画を策定し、既存の道路や河川堤防、水路などを利用して 1 区 2 路線を目標に 36 路線 169 km の緑道整備路線を定めた。

(2) 緑道整備状況

平成 24 年 4 月 1 日現在、34 路線で工事着手されており 131.5 km が整備されている。(進捗率 78%)。

今後、緑道整備にあたっては、沿道住民および、関係機関の理解と協力のもとに、車線整理などによる歩道の緑道化や河川、水路の改造等による緑道化を進める一方、新たな市街地整備に際しては、緑道を系統的に整備していくなど、積極的な努力が必要である。

3 緑化の推進

(1) あらまし

地域の住民・企業・行政が協力し合い、緑に関する協定を設け、緑化活動を行うことによって、地域の特性を生かした個性ある美しいまちの景観・魅力が作り出される。緑と花の景観地域等を展開し、地域ぐるみの緑化を推進している。

(2) 緑と花の景観地域

まちぐるみ・地域ぐるみで民有地の緑化を推進するため、住民団体が定める緑化計画に基づき市が地域指定し、市と住民団体がそれぞれの役割分担を図りながら、緑と花にあふれたまちづくり事業を実施する。

(3) 緑地協定・緑と花の協定

ア 緑地協定

都市緑地法に基づくもので相当規模の一団の土地又は、道路・河川等に隣接する相当区間にわたる土地の所有者等が市街地の良好な環境を確保するため全員の合意を得て、締結するものである。このほか、相当規模の一団の土地で一所有者以外に土地所有者等が存在しないものの所有者が緑地協定を定める方法もある。この場合、土地所有者等が二以上になったときから効力が生ずることになる。

(ア) 内容

緑地協定の内容としては次の事項を定める。

- ・ 緑地協定の目的となる土地の区域
- ・ 緑化に関する事項

樹木の種類、植栽場所、かき又はさくの構造など

- ・ 有効期間

5年以上30年未満の範囲で決める。

- ・ 緑地協定に違反した場合の措置

緑地協定の違反者に対して原状回復を求めたり、その者の負担で協定の内容の実現を図ったりする旨をあらかじめ決めておく。

(イ) 助成内容

- ・ 緑化木、花苗等計画の一部を補助することができる。

イ 緑と花の協定

緑地協定を補完するため、緑のまちづくり条例に定めるもので、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者等又は、相当規模の中高層住宅の所有者等が、緑の保全と緑化推進に関する協定を締結するものである。

(ア) 内容

緑と花の協定の内容として次の事項を定める。

- ・ 緑と花の協定の目的となる土地の区域若しくは区間又は中高層住宅
- ・ 植栽し、又は維持保全する樹木などの種類、大きさ、数量など
- ・ 樹木等を植栽する場所

- ・有効期間
- ・その他樹木の植栽又は維持保全に関すること

(イ) 助成基準（緑のまちづくり条例施行細則）

- ・区域にあつては、1街区以上の面積でその面積の10分の7以上
- ・区間にあつては、100m以上の長さでその距離の10分の7以上
- ・中高層住宅にあつては、20戸以上の戸数でその居住者の10分の7以上
賛同者で締結する協定であり、かつその内容が次に掲げる事項の全てに該当すること
- ・有効期間が3年以上であること。
- ・植栽場所が、中庭など特定の者の観賞等の用に供する場所でないこと。
- ・協定の内容が適正で、かつ、実現が期待できること。

(ウ) 助成内容

- ・緑化木、花苗等計画の一部を補助することができる。

(4) 緑化地域制度

ヒートアイランド現象の進展などますます悪化する都市環境問題に対して、従来から緑化義務の対象としてきた工場・事業場だけでなく、個人住宅やマンション、小規模店舗なども対象とする新たな緑化義務制度で、平成20年10月31日から施行された。

この緑化地域制度は、都市緑地法に基づく制度で、都市計画に緑化地域の区域と緑化率の最低限度を定めることにより、この区域内で建築物を建てる場合は、定められた緑化率の最低限度以上の率の緑化施設を敷地内に設けなければならないというものである。本市では、緑のまちづくり条例により、対象となる敷地面積の規模を300㎡（敷地の建ぺい率が60%を超える場合は500㎡）とするとともに、都市計画で市街化区域全域を緑化地域に指定している。緑化義務化の対象となる敷地面積の規模と緑化率は以下の表の通りである。

建 ぺ い 率	緑化率の最低限度	敷地面積の規模
50%以下	20%	300㎡以上
50%を超え 60%以下	15%	300㎡以上
60%を超え 80%以下	10%	500㎡以上

また、建ぺい率が80%を超える建築物や緑化地域外の市街化区域調整区域については、都市緑地法による緑化率規制が働かないため、緑のまちづくり条例により以下の表のように緑化を義務付けている。

対 象	緑化率の最低限度	敷地面積の規模
建ぺい率が80%を超える建築物	10%	500㎡以上
市街化調整区域内の建築物	20%	1,000㎡以上

4 緑化の普及・指導

(1) あらまし

緑化の普及・啓発については、昭和 40 年頃から積極的な取り組みが始まり、緑にふれあう機会の提供や市民緑化活動の支援など、さまざまな事業を展開している。

(2) みどりの月間・都市緑化月間の行事

緑化思想の普及と都市緑化の推進を図るため、4 月 15 日～5 月 14 日はみどりの月間と定められている。また、10 月は都市緑化月間と定められており、緑化功労者表彰等の各種行事を実施している。

(3) 花いっぱい運動

町を美しくする運動の一環として地域の花いっぱい運動を推進するため、各区役所に依頼し、種子をイベント等の際に市民へ配布している。これは、市民の協力を得て町を花で飾るもので、昭和 39 年から実施している。

(4) フラワー・ブラボー・コンクール（F B C）

学校の花いっぱい運動の一環として、学校環境美化と情操教育に資するとともに、学校花壇のコンクールを実施する。発足は昭和 39 年春で、名古屋市は昭和 40 年から参加している。

内容 参加校に年 2 回(春・秋)草花種子を無償配布し、学校ごとに育成管理を行い、花壇のコンクール、表彰を実施している。

主催 愛知、岐阜、三重、福井、静岡、滋賀、長野、名古屋市、同県・市教育委員会、中日新聞社

事務局 F B C 実行委員会事務局（中日新聞社内）、各縣市 F B C 委員会
（本市：フラワー・ブラボー・コンクール名古屋市委員会）

(5) 緑の募金

町を美しくする運動の一環として、緑化思想の普及と緑のまちづくりを目的とする緑の募金を実施している。

募金区分 緑の募金協力学区内世帯 市立小中学校児童、生徒 市職員

募金期間 毎年 4 月 1 日～5 月 31 日

(6) 名古屋緑化基金

公共施設の緑化に併せて、民有地の緑化を積極的に推進するため広く民間からの募金で基金を設立し、民有地等の緑化推進事業を図る目的で昭和 58 年 4 月から実施している。

- ・設置主体 財団法人名古屋市みどりの協会
- ・募金目標額 10 億円

第5 市民等との協働

1 市民等との協働

(1) あらまし

緑の快適な空間をまちに広げるためには、市民・企業・行政の意識の共有化を図るとともに、実際の行動として市民・企業の参加を緑のまちづくりに生かしていくことが大切である。

今後は、既存の協働体制をさらに充実させていくとともに、行政と連携して効果が最大限発揮されるよう、市民・企業・行政の協働体制づくりを進める必要がある。

(2) 公園愛護会

公園がいつもきれいで、安全かつ楽しく利用できるように、名古屋市と公園周辺の地域住民とが協力して、公園管理の適正を期し、あわせて公共施設愛護精神の高揚を図っている。

(会の構成)

公園周辺の地域住民をもって構成するものとし、5人以上の賛同者があること。

(活動内容)

- ア 月1回以上の清掃又は除草
- イ 公園に関する通報
- ウ 公園の愛護に関する意識の啓発

(活動に対す助成措置)

1ヵ月1回以上の愛護活動(上記ア～ウ)をした愛護会に対して、1ヵ月当り3,000円(年額36,000円)の報償金を交付している。

(3) 街路樹愛護会

名古屋市と地域住民が協力して街路樹等の愛護活動を行うことにより、都市の美化、公共施設愛護精神の高揚を図っている。

(会の構成)

地域住民5人以上で構成する。

(活動対象)

- ア 歩道延長がおおむね100m以上(片側)の街路樹
- イ 面積がおおむね100㎡以上の街園

(活動内容)

- ア 街路樹の保護育成
- イ 街路樹愛護思想の普及
- ウ 街路樹周辺の清掃、除草
- エ 街路樹への水やり
- オ 街路樹、街園に関する各種通報など

(活動に対する助成措置)

1ヵ月1回以上の愛護活動(上記ア～オ)をした愛護会に対して、1ヵ月当り1,000円～3,000円(年額12,000円～36,000円)の報償金を交付している。

(4) 公園及び街路樹特定愛護会

従前の公園愛護会及び街路樹愛護会が、きめ細かくかつ幅広い公園及び街路樹等の愛護会活動に移行することを促し、もって市民による緑の街づくりへの積極的な貢献を図ることを目的として、平成9年度から新たに公園及び街路樹特定愛護会の制度を設けた。

(要件)

従前の公園愛護会又は街路樹愛護会の申請に基づき、所定の要件を満たす愛護会活動を行うものとして公園特定愛護会又は街路樹特定愛護会の認定を受けて活動を行う場合。

(活動に対する助成措置)

所定の基準に基づき、公園特定愛護会については、月額4,000円～10,000円(年額48,000円～120,000円)、街路樹特定愛護会については、月額1,500円～6,000円(年額18,000円～72,000円)の報償金を交付する。

(5) 活動承認団体・緑のパートナー

【活動承認団体】

公園、街路樹、市民緑地等において、団体の自主的な企画立案により、主に掃除や除草以外の緑地保全、緑化活動を限定的に行う。

【緑のパートナー】

団体の活動内容や経験等を踏まえ、愛護会や活動承認団体のうちから厳選して認定する。

市との密接な連携と協働を前提に、公園、街路樹等において、自主的な企画立案と一定の責任分担により総合的な管理運営を行う。

緑のパートナーの認定に当たっては、緑のまちづくり活動に関する協定を締結する。

協定の内容として次の事項を定める。

- ア 活動区域
- イ 活動の目的及び内容
- ウ 活動計画書に関する事項
- エ 本市の支援に関する事項
- オ 協定の有効期間
- カ 協定違反があった場合の措置 など

(6) ふれあい“ます”花壇

街路樹の植ます内に本市が設置した花壇で、街路樹愛護会・町内会・自治会・子供会・老人会など地元団体が草花(本市提供)の植栽・維持管理を行い、道路景観の向上と市民参加による花壇づくりの推進を図っている。

(7) なごや東山の森づくり

東山公園・平和公園一帯において、東山動植物園を核に、現状のみどり豊かな環境を保全しつつ、名古屋の緑のシンボルとなるような「なごや東山の森づくり」を、市民・企業・行政の協働により推進している。平成15年度に、「なごや東山の森づくり基本構想」を策定・公表し、協働組織である「なごや東山の森づくりの会」(平成18年に緑のパートナーに認定)が市民によって設立された。

平成 16 年度より、東山公園南部において民有樹林の保全と早期供用をめざし、オアシスの森づくり事業に着手した。

平成 20 年度からは平和公園南部地区「くらしの森」において里山景観の再生をめざし、事業に着手し、平成 22 年度までに基盤整備を完了した。今後も協働による東山の森づくりをすすめ、共生型社会の実現を目指していく。

(8) なごや西の森づくり

本市西南部に位置する戸田川緑地において、市民・企業・行政の協働のもとで、苗木を植え次世代に伝える豊かな森を育てる森づくりを推進している。毎年の植樹イベントのほか、企業の寄付などによる植樹も行われており、平成 23 年度までに、3.7ha 約 59,000 本の苗木が植樹された。森の維持管理は、市と協働して森づくりを進める市民活動団体「戸田川みどりの夢くらぶ」（平成 22 年に緑のパートナーに認定）と「高年大学園芸緑友会」が定期的に行っている。

なお、戸田川緑地は、平成 23 年度までに陸地面積 40ha のうち約 30ha の整備が完了している。

(9) 荒池なごやかファームの整備

農業センターのある荒池緑地において、ふるさとをテーマに、市民の主体的な協力を得て、良好な樹林地の保全・育成を進めるとともに、散策路などを整備する。平成 15 年度には、「荒池なごやかファーム基本構想」を策定・公表し、「荒池ふるさとクラブ」（平成 18 年に緑のパートナーに認定）が市民によって設立された。

また、民有樹林の保全と早期供用のため、平成 16 年度よりオアシスの森づくり事業に着手、平成 18 年度から順次、池の復元や流れ・水田・広場・トンボ池の整備などが行われている。

(10) 東山グリーンウェイ

都心と名古屋インターをつなぐ主要道路広小路線のうち、東の玄関口にあたる東山公園西口～市境までの 5.5km の区間において、ワークショップ等、市民・企業・行政と関係機関のパートナーシップによって沿道の緑化・飾花をすすめ、緑あふれる快適なもてなしの空間を創出している。